事後審査型条件付一般競争入札共通事項

１　入札参加者に必要な資格要件

津市が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」といいます。）に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければなりません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

⑵　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可（建設コンサルタント等にあっては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあっては、市長が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が１年以上ある者

⑶　津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

⑷　当該対象工事等の業種に応じた技術者を有している者

⑸　個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」といいます。）から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

⑹　手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者

⑺　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

⑻　建設業法その他の法令、規則等に違反していない者

⑼　個別公告において示す参加資格要件を満たしている者

⑽　その他市長が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でない者

２　入札参加方法等

⑴　設計図書等の閲覧

建設工事等に係る設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）については、個別公告で示す期間、入札情報公開システム及び総務部調達契約課において閲覧に供します。

⑵　質問及び回答

入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、設計図書等に質問がある場合は、個別公告において示す入札参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面により申し出ることができます。質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載するものとします。

⑶　入札参加手続

事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す入札参加資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期間中、電子入札システムを利用して、入札価格その他の所定の情報を入力し、提出することにより入札参加できるものとします。ただし、津市電子入札実施要綱第７条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に定める郵便入札の取扱いに基づき承認を受けた者のみ郵便入札により入札書等を提出することができます。

⑷　入札回数

入札回数は、１回とします。

３　入札書入力事項等

⑴　電子入札システムにて入札金額、くじ入力番号その他必要な事項を入力すること。ただし、郵便入札を承認された場合において、入札書にくじ入力番号の記載がない又は記載が不明瞭な場合は、くじ入力番号を０００とします。

⑵　落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消

費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

４　積算内訳書

⑴　入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。

⑵　積算内訳書の合計金額は、必ず入札金額と同額とすること。

⑶　積算内訳書は、電子入札システムにて、入札金額その他所定の情報の入力に併せて必ず提出すること。ただし、郵便入札の場合は、入札書と積算内訳書を必ず同封すること。

⑷　積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがあります。

５　落札可能件数届出書

同一開札日に複数の案件の入札を行った場合で、入札件数と落札可能件数が異なる場合は必ず落札可能件数届出書を提出すること。

６　開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

７　開札及び落札候補者の決定

⑴　開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとします。

⑵　開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとします。

⑶　⑵の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、電子くじにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定します。

８　無効の入札

無効の入札は、次の⑴から⑶に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

⑴　共通の無効

ア　競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

イ　入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。

ウ　入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

エ　入札に際して連合等の不正行為があったとき。

オ　入札金額を訂正しているとき。

カ　入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。

キ　開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。

ク　入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

ケ　落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。

コ　開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。

サ　その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

⑵　電子入札の無効

ア　入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札、又は入力された内容が不明確な入札

イ　電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札

ウ　記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札

エ　電子証明書の不正な使用があった入札

⑶　郵便入札の無効

ア　郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札

イ　入札者の記名押印のないとき。

ウ　入札書の記載事項が確認できないとき。

エ　入札書に指定された事項が記載されていないとき。

オ　入札書に個別公告の日から開札の日までの日付が記載されていないとき。

カ　積算内訳書が同封されていない入札

キ　指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。

ク　入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。

ケ　封筒等に指定された事項が記載されていないとき。

コ　封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

9　落札可能件数の変更

電子入札システムによる入札価格その他の所定の情報を入力後、又は入札書の投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を必ず開札日までにＦＡＸ又は持参により提出するものとします。

10　入札書の書き換え等の禁止

電子入札システム又は、郵便入札により入札書等を提出した以降、入札書及び積算内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

11　入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」といいます。）及び次に掲げる確認資料を電子入札システム又は持参により調達契約課へ提出するものとします。

なお、確認申請書及び確認資料の電子入札システムによる提出については、ファイル容量超過により提出できない又は個別公告において書面での提出を指定している等の場合は、確認資料の提出期間内にｅ－ｍａｉｌ又は書面で提出してください。

また、書面での提出については、ＦＡＸによる提出も可とします。

ｅ－ｍａｉｌ：２２９－３１２１@ｃｉｔｙ．ｔｓｕ．ｌｇ．ｊｐ

ＦＡＸ番号：０５９－２２９－３３３３

⑴　建設工事の場合

ア　建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあっては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）

イ　配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類

ウ　配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）

エ　専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

オ　同種工事の施工実績届出書

カ　その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

⑵　建設コンサルタント等の場合

ア　建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類

イ　当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類

ウ　配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類

エ　配置予定技術者の資格証の写し等

オ　同種業務の履行実績届出書

カ　その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

⑶　確認申請書、上記⑴オ同種工事の施工実績届出書又は上記⑵オ同種業務の履行実績届出書を電子入札システムで提出する場合には、押印は不要と

します。

⑷　落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して２日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければなりません。

⑸　配置予定の技術者は入札参加資格確認資料提出期限日時点で配置可能でなければなりません。

⑹　落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなします。

12　公正な入札の確保

⑴　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

⑵　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

⑶　入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

13　落札者の決定

⑴　落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定します。

⑵　⑴の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者が行った入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、電子くじを行い、落札候補者の順位を決定します。

⑶　入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとします。

⑷　⑶の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して２日以内に書面により決定理由について説明を求めることができます。

⑸　⑷の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して４日以内に回答書により回答するものとします。

14　入札保証金

入札の際に入札価格の１００分の５以上の入札保証金を納付しなければな

りません。ただし、津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第１５条第１項各号のいずれかに該当する場合及び予め個別公告において入札保証金を不要とした場合は、この限りではありません。

15　契約保証金

⑴　契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

⑵　津市建設工事執行規則（平成１８年津市規則第４１号）第１２条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

16　予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにします。ただし、予定価格の事後公表試行案件については、落札候補者がない場合を除き、開札後直ちに明らかにします。

17　最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにします。

18　入札の中止等

⑴　電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。

⑵　事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがあります。

⑶　天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがあります。

⑷　入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

19　異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

20　期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成１８年津市条例第１４号）第３条の規定を準用します。